

現地審査に伴う交通費等に関する規程

【第 8 版】

2014 年 3 月 25 日

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会

現地審査に伴う交通費等に関する規程

目次

第1条	目的	1
第2条	交通費等	1
第3条	交通費等の請求及び支払い	2
第4条	規程の公表	2
第5条	改廃	2
附則		3
改訂履歴		4

現地審査に伴う交通費等に関する規程

第1条 目的

本規程は、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会（以下「CSAJ」という）が、CSAJ 正会員のプライバシーマーク申請者（以下「申請者」という）に対するプライバシーマーク付与適格性審査（以下「付与適格性審査」という）の実施にあたって、文書審査実施後、審査員が申請者の審査対象事業所を現地審査するために係る交通費、旅費、宿泊費など（以下「交通費等」という）について、CSAJ が申請者に請求する基準等を定める。

2 プライバシーマーク付与機関である一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が定める「合併・分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順」に基づいて、CSAJ が申請者の審査を実施する場合の交通費等の請求についても、本規程を準用する。

3 プライバシーマーク付与事業者（以下「付与事業者」という、「申請者」を含む）において、現地審査後又はプライバシーマークの付与の適格性を有する旨の決定（以下「付与適格決定」という）後、事業内容や実施体制に著しい変化が生じた場合、社会的に影響が大きい個人情報の重大な漏えい事故が発生した場合、プライバシーマークの不正使用が発見された場合など、CSAJ が「再現地審査」を実施する必要があると判断する時は、付与事業者と協議し、「再現地審査」の有無を判断し、「再現地審査」を実施する場合の交通費等の請求についても、本規程を準用する。

第2条 交通費等

CSAJ は、申請者の現地審査に要した交通費等が、担当審査員 1 人当たり片道 1,000 円（消費税を含む）以上の場合は、以下に従って、現地審査後、申請者に担当審査員 2 名分の実費を請求する。なお、CSAJ は、申請者に交通費等を請求する場合は、申請受理後に「受理通知書」若しくは「受理通知書兼補正通知書」を申請者に送付する際に、現地審査に係る交通費等の概算合計額を申請者に予め提示しておかなければならない。

1) 交通費

- ①現地審査に伴う、鉄道、航空機、船舶、バス、並びに必要に応じてタクシー等に係る交通費を請求する。
- ②鉄道は、特急や新幹線などは普通指定席を使用し、グリーン席等は使用しないものとする。
- ③航空機は、CSAJ の所在地を基点とし、審査対象事業所の最寄り駅が鉄道等の路線距離で 550 キロメートル以上、若しくは鉄道等で片道 4 時間以上を要する場合に適用し、座席はエコノミークラスを使用して、可能な限り往復割引運賃や格安航空運賃などを利用するように努めるものとする。
- ④船舶は、離島等で航空便がない場合のみに使用し、CSAJ が申請者と予め協議・合意

した上で、一等指定席料金で使用するものとする。

- ⑤タクシーは、鉄道やバスなどの最寄り駅から徒歩 20 分以上を要する事業所を現地審査する場合、甲が申請者と予め協議・合意した上で、最寄り駅から事業所までを担当審査員 2 名が相乗りする時に使用するものとする。

2) 宿泊費

宿泊費は、担当審査員が出張に係る雑費等を含めて 1 泊 10,000 円（消費税を含む）とし、以下のいずれかの場合に請求する。また、現地審査前の前泊、若しくは現審査後の後泊については、CSAJ は、担当審査員の他の審査スケジュール等を考慮し、申請者と予め協議・合意した上で、前泊か後泊かの適用を判断するものとする。なお、CSAJ が宿泊の必要がないと判断した場合は、日帰り出張で現地審査を実施する。

a) CSAJ の所在地を基点として、審査対象事業所の最寄り駅が鉄道等の路線距離で 150 キロメートル以上にある場合。

b) CSAJ の所在地を基点した審査員の移動時間、並びに現地審査の時間の合計が 10 時間を超える場合。但し、CSAJ は、新幹線や航空機などの路線本数や所用時間などを考慮した上で、宿泊の適用範囲を事案毎に判断する。

- 2 CSAJ は、申請者の現地審査に要した交通費等が担当審査員 1 人当たり片道 1,000 円（消費税を含む）未満の場合は、乙に請求しないものとする。

第 3 条 交通費等の請求及び支払い

交通費等は、現地審査実施後、CSAJ の発行する請求書によって申請者に請求する。

- 2 CSAJ は、交通費等の請求書を申請者に送付するにあたって、交通費等に関する領収書やその写しなどを一切添付しないものとする。

3 請求を受けた申請者は、CSAJ で申請者の付与適格決定を審議するプライバシーマーク審査判定委員会（以下「判定委員会」という）の開催日の前日までに、CSAJ の指定する銀行口座に支払うものとする。但し、振込手数料は申請者の負担とする。

4 CSAJ は、申請者の付与適格性を審議する判定委員会の開催日の前日までに、申請者から交通費等が支払われなかった場合は、判定委員会への申請者の建議を保留にする。以降、CSAJ は、申請者から交通費等が支払われるまで、判定委員会に申請者の建議をしない。なお、CSAJ は、交通費等を申請者に請求した日から 3 ヶ月を過ぎても交通費等が支払われない時は、CSAJ は、申請者に事前に通知した上で、直近に開催する判定委員会で申請者の審査の打切りを決定し、申請者に審査の打切りを通知する。

第 4 条 規程の公表

本規程は、CSAJ のウェブサイト公表する。

第 5 条 改廃

本規程の改廃は、CSAJ のプライバシーマーク審査室が改廃案を判定委員会に建議し、判

定委員会の決議によって改廃を決定する。

附則

1. 本規程は、2007年7月1日から施行する。
2. 本規程の管理部署は、CSAJのプライバシーマーク審査室とする。

